

〈ワンストップ特例を申請する皆様へ〉

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

※ワンストップ特例を申請した後で、住所地の市町村外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに申請先に届け出れば特例が適用されます。

※提供いただいた個人番号および身分証明書等は、寄附された自治体が、寄附者がお住いの市区町村に対し寄附金額などを通知するために使用するものであり、その他の目的では使用しません。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・
確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



平成 28 年 1 月 1 日 以降のワンストップ特例制度について

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

マイナンバー制度の導入に伴い、平成 28 年 1 月 1 日以降
ご寄附分の「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」に個人番号
(マイナンバー)の記入が必須となりました。

令和 年 月 日	整理番号
マイナンバー	ふりがな
住所	氏名
記入部分	個人番号

それに伴い、本人確認のための「番号確認」と「身元確認」をする書類・カードのコピーの提出も必須となります。
(なりすまし防止のため法律で義務付けられています。)

個人番号カード(マイナンバーカード)を持っている方と持っていない方で取扱いが異なりますのでご注意ください。

お申込み時にワンストップ特例申請を「希望しない」にチェックを入れた方にも、ワンストップ特例制度についての案内書面・申請書を送付しております。

ワンストップ特例申請をされる方、は返信用封筒にてワンストップ特例申請書(第 55 号の 5 様式)と以下の書類を必ず同封し郵送ください。

※既に、ご自身で、ワンストップ書類を記載し、自治体へ送付済の寄附者様は、今回同封されておりますワンストップ書類の記入及び返送は一切不要です。

A : 個人番号カードを持っている場合(マイナンバーカード交付済)

番号確認と身元確認のため、個人番号カードの写し(表と裏)を添付

B : 個人番号カードを持っていない場合

番号確認の添付書類と身元確認の添付書類が必要となります。(①と②いずれも必要となります。)

① 身元確認の添付書類(下記の 1 又は 2 のどちらかが必要です。)

1. 写真表示があり、氏名、生年月日、又は住所の記載されているもの

(例: 運転免許証の写し、パスポートの写しなど、いずれか 1 点)

2. 氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

(例: 健康保険証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写しなどいずれか 2 点)

※健康保険証の写しを提出される場合、保険者番号及び記号番号部分をマスキング(黒く塗りつぶす等)してください。

② 通知カード(記載されている住所が現住所であるものに限る。)の写し又は住民票(個人番号記載あり)の写しなど

マイナンバーは、本人確認書類により確認することが義務付けられていますので、申請書と同封のうえ、返信用封筒にて返信をお願いします。

(なお、個人番号付き書類の郵送には、特定記録郵便等による返信を推奨しています。)

○ マイナンバー制度については総務省ホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html